

近畿地方年金記録訂正審議会（第2回総会）

日時：平成28年4月12日（金）16:00～17:10

会場：大阪合同庁舎第4号館2階 第2共用会議室

○大野会長

ただ今から、第2回近畿地方年金記録訂正審議会総会を開催します。

私は、会長の大野と申します。私、大野が、議長を務め議事進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日の会議及び会議資料について、近畿地方年金記録訂正審議会運営規則第9条の規定では、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。」とあります。

本日の議題のうち、議題1及び議題2には、特段、個人情報の保護や公開することによって本審議会の運営に支障を来すような内容は含まれていないと判断できるため、非公開とする理由が認められませんので公開とします。

なお、議題3その他については、規定どおり非公開といたします。

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○大野会長

次に、本日の会議の議事要旨及び議事録の公開についてですが、事務局は、本審議会の運営規則第12条第1項及び第2項の規定により本会議の議事要旨を作成し、会議資料と併せて近畿厚生局ホームページで公開するとともに、同条第3項の規定に基づき、議事録を作成するとともに公開してください。

なお、同条第4項の規定により、議事録の署名人として、私の他に南部委員と樽谷委員の2名を指名します。

事務局は、議事録の整理ができ次第、私と南部委員、樽谷委員により、確認の上、署名をもらってください。

南部委員、樽谷委員には、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の会議の成立及び配布資料について、事務局から報告をお願いします。

○事務局（日野林課長）

年金審査課長の日野林でございます。

本日の会議の出席委員数及び会議の成立について報告いたします。

まず、ファイルに綴じている「地方年金記録訂正審議会規則」243ページを御覧ください。

この第7条第1項において、「委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない」と規定されております。

本日の会議は、委員総数28名に対しまして、26名の委員の方に御出席いただいております。「地方年金記録訂正審議会規則」第7条第1項の規定に基づき本会議が有効に成立してい

ることを報告させていただきます。

○事務局（久保西課長補佐）

年金審査課課長補佐の久保西でございます。

本日の資料の確認をさせていただきます。委員の皆様は、お手元の資料の御確認をお願いいたします。

まず、座席表、議事次第、それぞれ一枚紙でございます。

続きまして、「資料1」「資料2」を準備しております。

また、これとは別に、記録訂正の関係法令や記録訂正に関する方針などをファイルに綴じた資料集を置かせていただいております。

お手元の資料等に不足はございませんでしょうか。

御確認ありがとうございました。

なお、本日配布いたしました総会資料につきましては、特段のお申出が無い場合、管理事務局にて保管し、委員ごとのファイルに編綴することとさせていただきます。

○大野会長

本日の議事に先立ちまして、近畿地方年金記録訂正審議会の委員と本日出席の事務局職員の紹介をします。事務局は、紹介をお願いします。

○事務局（久保西課長補佐）

それでは、近畿地方年金記録訂正審議会の委員の方々を御紹介します。お手元の縦長の「資料1」の「委員名簿」を御覧ください。

恐縮ではございますが、席の順にお名前のみ御紹介させていただきますので御了承いただき、御起立をお願いします。

東 尚吾委員でございます。

今村 世津子委員でございます。今村委員は、今回、新しく任命させていただきました。

大串 恵子委員でございます。

川村 哲二委員でございます。川村委員は、再任でございます。

岸本 由起子委員でございますが、本日は御欠席でございます。なお、岸本委員は、再任でございます。

北山 孝次委員でございます。北山委員は、今回、新しく任命させていただきました。

小牧 美江委員でございます。

塩 雅晴委員でございます。塩委員は、再任でございます。

鈴木 哲委員でございます。鈴木委員も、再任でございます。

関戸 一考委員でございます。

田中 雅子委員でございます。田中委員は、再任でございます。

谷山 良子委員でございます。

樽谷 かず子委員でございます。

大野 潤委員でございます。

中石 慶子委員でございます。

中嶋 廣美委員でございます。
中村 祐子委員でございます。中村委員は、今回、新しく任命させていただきました。
南部 久夫委員でございます
濱 和哲委員でございます。濱委員は、再任でございます。
早澤 照一委員でございます。早澤委員も、再任でございます。
東山 明美委員でございます。東山委員は、今回、新しく任命させていただきました。
松村 信夫委員でございます。松村委員は、再任でございます。
溝渕 一也委員でございます。溝渕委員も、再任でございます。
山下 大委員でございますが、本日は御欠席でございます。
吉井 寛委員でございます。
吉岡 奈美委員でございます。吉岡委員は、再任でございます。
米子 ふくみ委員でございます。
渡辺 善雄委員でございます。
以上、近畿地方年金記録訂正審議会の委員総数は、28名でございます。

続きまして、事務局の出席者について御紹介いたします。
近畿厚生局長の 丸山 浩でございます。

○丸山局長

丸山でございます。

○事務局（久保西課長補佐）

年金管理官の 島崎 久義でございます。

○島崎年金管理官

島崎でございます。4月1日付けをもちまして、年金管理官に着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（久保西課長補佐）

年金審査課長の 日野林 裕でございます。

○日野林課長

日野林です。引き続き課長を務めることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（久保西課長補佐）

同じく、年金審査課で調査総括を担当いたします、課長補佐の 飯塚 正人でございます。

○飯塚課長補佐

飯塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（久保西課長補佐）

そして、私は、年金審査課の管理を担当いたします、課長補佐の 久保西 美代子でございます。どうぞ、よろしく申し上げます。

○大野会長

ありがとうございました。

それでは、本日の議事に先立ちまして、近畿厚生局長から挨拶を頂戴します。

○丸山局長

近畿厚生局の丸山でございます。

本日は、御多忙中にもかかわらず、近畿地方年金記録訂正審議会第2回総会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、昨年度は各部会で140回以上の御審議をいただいたことに対して厚く御礼申し上げますとともに、今後とも適正な年金業務の遂行に関しまして、御協力をお願い申し上げたいと思う次第です。

私から申すまでもなく、年金記録の訂正審議会においては、先生方の力をお借りしまして中立的な立場で御審議をいただき、公平・公正かつ客観的な御判断をいただいているところでございます。

年金記録訂正の判断の基準に、社会通念に照らして明らかに不合理ではない、ということがございます。

役所の世界における社会通念というのは、往々にして、一般の社会通念とかけ離れているのではないかと御批判をいただくことがありますが、社会の中でまさに公平・公正を旨に業務を行われている先生方の御意見を頂戴するというのが、私どもにとっても適正な業務遂行に繋がっていくと考えております。

後ほど説明もあると思いますが、年金記録の訂正につきましては、全体としては70%以上の訂正という状況です。しかし、その多くは日本年金機構における訂正ということですので、先生方に御審議をお願いする事案は、比較的容易というのではなく、非常に専門的な御判断もお願いしなければならない大変難しい事案も多々あるわけでございます。

引き続き、先生方の御指導をお願いしたいということを申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。

○大野会長

ありがとうございました。

では、本日の議題に入らせていただきます。

【議題1】 会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について

○大野会長

議題1、本審議会の「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「それぞれの部会長」の

指名に入ります。

事務局は、指名について説明してください。

○事務局（久保西課長補佐）

本審議会の「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「それぞれの部会長」の指名について御説明いたします。

お手元のファイル資料集の243ページを御覧ください。

「地方年金記録訂正審議会規則」の第5条第3項において、会長代行につきまして「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う」とされています。

また、同規則の第6条第2項においては、「部会に属すべき委員等は、会長が指名する」とあり、同条第3項においては、「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する」とされています。

よって、会長は、本審議会の「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「それぞれの部会長」について指名をお願いします。

○大野会長

それでは、「会長代行」、「部会に属すべき委員」、「それぞれの部会長」の指名を行います。

資料1の2ページを御覧ください。

まず、川村哲二委員を会長代行に指名します。

川村会長代行におかれては、私が出席できない場合や委員の改選期など、会長が欠けたときは、会長代行としての職務をお願いします。

続いて「部会に属すべき委員」及び「それぞれの部会長」を指名します。本審議会には、7つの部会を設置することとし、

第1部会は、中嶋委員、南部委員、北山委員と私の4名で構成することとし、部会長は私とします。

第2部会は、松村委員、東山委員、早澤委員、谷山委員の4名で構成することとし、部会長には松村委員を指名します。

第3部会は、濱委員、米子委員、吉岡委員、小牧委員の4名で構成することとし、部会長には濱委員を指名します。

第4部会は、川村委員、中石委員、山下委員、田中委員の4名で構成することとし、部会長には川村委員を指名します。

第5部会は、関戸委員、中村委員、渡辺委員、塩委員の4名で構成することとし、部会長には関戸委員を指名します。

第6部会は、岸本委員、樽谷委員、大串委員、鈴木委員の4名で構成することとし、部会長には岸本委員を指名します。

第7部会は、東委員、今村委員、溝渕委員、吉井委員の4名で構成することとし、部会長には東委員を指名します。

委員の皆様におかれては、ただ今指名させていただきました部会長の下で、近畿厚生局長から諮問のあった年金記録訂正請求の個別事案を御審議いただくこととなりますので、

よろしく申し上げます。

また、審議会は、「近畿地方年金記録訂正審議会運営規則」の第2条に基づき、必要の都度、私が招集することになりますのでよろしく申し上げます。

【議題2】平成27年度の部会開催状況等について

○大野会長

続きまして、議題2「平成27年度の部会開催状況等について」です。

事務局は、報告してください。

○事務局（日野林課長）

私のほうから資料2で、平成27年度の部会開催状況等について報告させていただきます。

1ページには、平成27年度の近畿地方年金記録訂正審議会としての、年金記録訂正請求に係る部会開催状況を記載させていただいております。

また、2ページ以降には、各部会の開催状況をそれぞれ記載させていただいております。

私からの報告は、1ページの資料で、全体の状況を説明させていただきます。

まず、部会開催回数ですが、全体として147回開催しており、近畿としては7部会が設置されていますので、1部会当たりの平均は21回で、おおむね当初計画どおり、各部会とも5月に1回、6月以降は月2回程程度の開催の状況となっております。

付議件数は、全体として473件で、1回の審議で平均3件の審議をいただいております。

議決件数は、全体で384件、1審議当たりでは2.6件の議決をいただき、訂正が必要と判断されたものが159件、41.4%、訂正が不要と判断されたものが224件、58.3%、却下されたものが1件、0.3%となりました。

4部会と6部会について、訂正が必要と判断された割合が高いのは、事業主からの一括請求の事案を審議いただいているからです。

また、継続となった事案は89件あり、そのほとんどが口頭意見陳述の実施の確認等によるものでした。

なお、総務省第三者委員会からの切替事案124件につきましては、平成27年度中に全ての事案について処理が終了していることを報告申し上げます。

次に、委員の部会への出席率は、98.1%と高い出席率になっており、各委員におかれましては、大変お忙しい中、部会審議に御協力いただきましたことを、この場をお借りしまして、お礼申し上げますとともに、平成28年度におきましても、引き続き御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

議題2についての報告は以上です。受付件数、年度繰越件数、審査請求及び訴訟案件については、後ほど、議題3「その他」で報告をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○大野会長

ありがとうございました。それでは委員の皆様から、御質問や御意見などを頂戴したいと思います。何かございませんでしょうか。

特に、御質問や御意見がないようでしたら、以上で議題2を終了いたします。

それでは、冒頭に申したとおり、近畿地方年金記録訂正審議会運営規則第9条の規定に基づき、この後、議題3以降は非公開とします。

(以降非公開)